

鎌ヶ谷市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 目的

エネルギー・食料品等の物価高騰を受けた生活者や事業者を支援するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 名称

鎌ヶ谷市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「鎌ヶ谷市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結後から令和8年9月30日（水）まで

(4) 提案上限価格

事業費 金236,116,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、事業費のうちポイント付与原資は205,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）以上とすること。

3 プロポーザル方式の実施形式

本業務は、公募型プロポーザル方式により契約候補者を決定するものとする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人等であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鎌ヶ谷市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 活動歴が設立から概ね1年以上の事業者であること。

(4) 過去3年以内に国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約締結し実績を有すること。なお、証明する書類として、契約書および仕様書もしくはそれを証明できる書類を添付すること。

(5) 参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの期間において、鎌ヶ谷市建

設工事請負業者等指名停止措置規程に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (6) 鎌ヶ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱に基づく措置要件該当者に該当していない者であること。
- (7) 参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの期間において、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。
- (8) 当該業務の募集要項公開日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われている者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定が行われていること。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われている者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定が行われていること。
- (11) 宗教活動を行う事業者でないこと。
- (12) 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業者でないこと。

※ただし、(2)については、鎌ヶ谷市競争入札参加資格者名簿に登録されていないものも、次の書類を提出することにより、鎌ヶ谷市にて資格審査を実施したうえで、本プロポーザル方式に参加することができるものとする。

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※7 (1) の提出書類ウと同じものです。2枚提出する必要はありません。

イ 印鑑証明書

ウ 納税証明書（国税）直近年度のもの

「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）」

※未納が無いことを証明するものに限る。

エ 納税証明書（県税）直近年度のもの

「千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）」

※千葉県内に事業所を有する場合に限る。

※未納が無いことを証明するものに限る。

オ 納税証明書（鎌ヶ谷市税）直近年度のもの

「法人市民税納税証明書」

※鎌ヶ谷市内に事業所を有する場合に限る。

※未納が無いことを証明するものに限る。

- カ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し
キ その他必要と認める書類

5 全体スケジュール

内容	期日
実施公表・質問書受付開始	令和8年1月22日（木）
参加申込受付開始	令和8年1月23日（金）
質問書の締切	令和8年1月28日（水）
質問書に対する回答	令和8年1月30日（金）
参加意思表明書受付締切	令和8年2月2日（月）
参加資格要件確認結果通知	令和8年2月4日（水）
提案書等の提出締切	令和8年2月16日（月）
プレゼンテーション	令和8年2月18日（水）
プロポーザル方式結果通知	令和8年2月20日（金）
契約日（予定）	令和8年2月下旬

※上記の各実施日は、事情により変更する可能性があります。

6 募集要項等の配布

募集要項等は（1）または（2）のいずれかで入手してください。

なお、配布の期間は「実施公表・質問書受付開始」の日から「参加意思表明書受付締切」の日までとなります。

（1）鎌ヶ谷市ホームページ

https://www.city.kamagaya.chiba.jp/jigyosha/nyuusatu_menu/proposal/poropo_boshu/cashless.html

（2）鎌ヶ谷市市民生活部商工観光課窓口

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号鎌ヶ谷市役所2階

※午前8時30分から午後5時まで（ただし、土日・祝日を除きます。以下「開庁日時」という。）

7 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次とのおり「参加申込書」及び関係書類（以下「参加申込書等」という。）を提出しな

ければならない。

なお、所定の期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件を満たさないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
 - イ 企業概要（任意様式、パンフレット等）
 - ウ 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）
 - エ 事業報告書（直近3事業年度）
 - オ 決算書（直近3事業年度分）
 - カ 過去3年以内に国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約締結し、
履行した実績を証明するもの（契約書及び仕様書、もしくはそれを証明でき
る書類）
- (2) 受付期間 令和8年1月23日(金)から令和8年2月2日(月)まで
- (3) 提出場所 鎌ヶ谷市市民生活部商工観光課
- (4) 提出方法 郵送もしくは持参【受付期間内必着】
※持参の場合、開庁日時にご提出ください。

8 参加資格の確認等

市は「4 参加資格要件」に定める参加資格要件を満たしているか確認を行い、
参加資格の確認結果について、令和8年2月4日(水)までに「参加資格要件確認
結果通知書」により通知するものとする。

また、「参加資格要件確認結果通知書」を受領した者は、通知日から起算して5
日以内（土日・祝日を除きます。）に、書面（任意様式）をもって、市へ理由の説
明を求めることができるものとする。

なお、市は書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理日から起算
して3日以内（土日・祝日を除きます。）に、説明を求めた者に対し、書面にてそ
の理由を回答するものとする。

9 募集要項等に関する質問及び回答

本プロポーザルにおける質問及び回答については、次のとおり行うものとする。

(1) 質問

- ア 提出書類 質問書（様式5）
- イ 受付期間 令和8年1月22日(木)から令和8年1月28日(水)まで

- ウ 提出場所 鎌ヶ谷市市民生活部商工観光課
- エ 提出方法 ファックス又は電子メールにファイルを添付して提出
 - ※質問書を提出した際は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。
 - ※メール送信の際は、件名に「キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託」としたうえで送信すること。

(2) 回答

- ア 回答期間 受付日から令和8年1月30日（金）まで
- イ 回答方法 ファックス又は電子メール
 - ※提出のありました質問内容及び回答は、鎌ヶ谷市ホームページにも掲載します。なお、ホームページに掲載する際は、質問のありました企業名を伏して記載します。

- ウ 掲載場所 鎌ヶ谷市ホームページ

https://www.city.kamagaya.chiba.jp/jigyosha/nyuusatu_menu/proposal/poropo_boshu/cashless.html

10 企画提案書等の作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「参加業者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）を作成し、提出するものとする。なお、企画提案書等の様式は、日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とする。

(1) 提案内容及び提出書類

- ア プロポーザル申込書（様式2）

- イ 企画提案書

企画提案事業者の業務執行能力

- ウ 業務執行体制（様式3-2）

- エ 類似業務実績（様式3-1）

企画提案内容（任意様式）

- オ 業務内容の理解

- カ キャンペーンの期間等

※令和8年4月中の開始を目安に、連續した14日間以上（土日祝含む）で実施時期・日数について消費喚起を効果的かつ最大化できるよう、根拠を記載のうえ提案すること。

- キ 連携体制
- ク 周知方法
- ケ 店舗との調整
- コ デジタルデバイド対策
- サ 問合せ支援
- シ 効果検証

(2) 見積書及び見積書内訳（様式4－1、様式4－2）

提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とする。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書及び見積書内訳に記載すること。

1.1 企画提案書等の提出方法

- (1) 提出期間 令和8年2月6日（金）から令和8年2月16日（月）まで
- (2) 提出場所 鎌ヶ谷市市民生活部商工観光課
- (3) 提出方法 持参又は郵送【受付期間内必着】
 - ※持参の場合、開庁日時にご提出ください。
 - ※郵送の場合、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。
- (4) 提出部数 8部（正本1部、副本7部）
 - ※上記プロポーザル申込書、企画提案書及び見積書については、社名の記載があるものを1部とし、それ以外（7部）は社名等を記載しないなど、社名等が判断できないようにすること。

(5) 企画提案書等の著作権等の取扱い

- ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- イ 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。

1.2 評価方法及び評価基準

(1) 審査委員会の設置

提案内容の審査・評価及び契約候補者の選定を行うため、キャッシュレス決済ボイント還元事業業務委託に係る委託候補者選考委員会（以下「審査委員会」という。）

を設置する。

(2) プレゼンテーションの実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーションを次のとおり行う。

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は、企画提案のプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内の計30分以内とする。

イ 他の参加者の企画提案を傍聴することはできないこととする。

ウ 指定された時間に遅れた場合には、審査対象とはしないこととする。

エ プロジェクター及びスクリーンは、当方で準備いたしますが、PCは各自で用意すること。

(3) 実施予定日 令和8年2月18日（水）

※詳細な実施日時は、「参加資格要件確認結果通知」に明記します。

(4) 実施場所（予定） 鎌ヶ谷市役所3階303会議室

(5) 評価項目及び評価基準

別紙「鎌ヶ谷市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託 評価項目及び評価基準の配点」のとおり

(6) 契約候補者の選定方法

選定委員会において、キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託評価項目に基づいたプレゼンテーションの評価基準の配点において最も評価点が高いものを契約候補者として選定する。

ただし、最も評価点数の高い者が2者以上あるときは、審査における評価基準「見積額」の着眼点において、見積総額に対するポイント付与相当額の割合が最も高い者を契約候補者として選定する。

なお、契約候補者と当該業務についての協議を行った結果、契約を締結できなかった場合は、評価点数の次点者を契約候補者とする。

1.3 審査結果の通知

契約候補者選定後、参加業者全員に選定又は非選定の結果を「審査結果通知書」により通知するものとする。

また、「審査結果通知書」を受領した者は、通知日から起算して7日以内（土日・祝日を除く）に、書面（任意様式）をもって、市へ理由の説明を求めることができるものとする。

なお、市は、書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理日から起

算して7日以内（土日・祝日を除く）に、説明を求められた者に対し、書面にてその理由を回答するものとする。

1.4 審査結果の公表

（1）公表方法

契約候補者選定後、本プロポーザルにおける審査結果を市ホームページにおいて公表するものとする。

〔公表場所〕

https://www.city.kamagaya.chiba.jp/jigyosha/nyuusatu_menu/proposal/poropo_kekka/index.html

（2）公表内容

ア 業務名

イ 審査結果(契約候補者の名称及び評価点数、契約候補者以外の参加業者の評価点数)

ウ 契約候補者の選定理由

エ 参加業者数

オ 審査の経過及び審査委員

（3）公表内容に係る留意事項

ア 契約候補者以外の参加業者の名称は公表しません

イ 契約候補者以外の参加業者の評価点数は点数順で表記します

1.5 失格要件

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- (1) 参加資格要件を満たしていない又は満たさないこととなった場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 募集要項に違反すると認められる場合
- (6) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

1.6 契約に関する基本的事項

選定された事業の企画提案及び委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、原則として発注者である鎌ヶ谷市に帰属するものとする。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約候補者と鎌ヶ谷市の

協議により、必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結する。

また、契約金額は企画提案時に提出された見積額を超えないこととし、提案内容がすべて契約時の仕様書に盛り込まれるわけではないことに留意することとする。

なお、鎌ヶ谷市財務規則（昭和58年鎌ヶ谷市規則第5号）に抵触する事項等があった場合には契約を締結しないものとする。

また、契約後においても、事実関係が確認された場合は、契約を解除する。

1.7 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないものとする。
- (5) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な修正を除き、原則認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (6) 参加業者が1者であっても、審査及び評価を行い選定の可否を決定する。ただし、最低基準点（60点以上）に満たない場合は不採用とする。
- (7) 企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできないもとする。
- (8) 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。
- (9) 提出された企画提案書等は、鎌ヶ谷市情報公開条例（平成11年鎌ヶ谷市条例第3号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (10) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、審査の開催日前日午後4時までに、辞退届（任意様式）を商工観光課に持参又は郵送（必着）により申し出ること。
- (11) 委託事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (12) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、鎌ヶ谷市と協議のうえ、業務の一部を委託することができ

るものとする。

(13) 受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び鎌ヶ谷市個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和4年鎌ヶ谷市条例第17号）に基づき、取扱いについては十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(14) 受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、委託業務終了後も同様とする。

18 問い合わせ先

〒273-0195 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号

鎌ヶ谷市市民生活部商工観光課

TEL 047-445-1240

FAX 047-445-1400

電子メールアドレス syoukou@city.kamagaya.chiba.jp